

原第 20 号 大槻沈砂池堆積砂・泥搬出業務委託 仕様書

1 件名

原第 20 号 大槻沈砂池堆積砂・泥搬出業務委託

2 業務内容

大槻沈砂池の堆積砂・泥を上内竹汚泥池 3 号に搬出

3 業務量

強力吸引車(4t) 6台(延べ台数)

強力(高圧)洗浄車(4t) 2台(延べ台数)

(汚泥収集箇所・見込量は大槻沈砂池構内図、搬出箇所は上内竹汚泥池構内図を参照)

4 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務実施時期

10 月から 12 月頃

実施日は発注者及び受注者協議の上、決定すること。

6 委託場所

・大槻沈砂池

・上内竹汚泥池

7 作業前提出物

・腸内細菌検査(赤痢、サルモネラ(腸チフス、パラチフスを含む)、O157)の陰性証明書の写し

(本業務で現場に立ち入る全ての人員を対象とする。腸内細菌検査の有効期限は、検体提出日から6か月とし、有効期限後も立入予定のある者については、当該期限後の最初の立入りの前に再度検査を実施し、新たな陰性証明を提出すること。)

8 報告支払い

・完了した業務を日報・写真で報告

・日報・写真を検査後に、結果を通知

・検査合格後に請求書を提出

9 注意事項

- ・沈砂池の砂・泥上げに当たり、2池同時に施工しないこと。(1池は使用している状態)
- ・上内竹汚泥池への運搬は、産業廃棄物運搬許可(汚泥)を受けている者及び車両で行うこと。
- ・沈砂池内に作業員が入る場合など、酸素欠乏、硫化水素の発生に注意するとともに、関係法令に従い労働災害が発生しないよう作業を行うこと。
- ・運搬などで道路を汚した場合、直ちに清掃すること。
- ・作業のやり方により、汚泥量が増減することを考慮した上で価格を見積ること。
- ・沈砂池の運転、停止の切替実施者は発注者が行う。
- ・作業前に上内竹汚泥池の車両乗入部分に敷鉄板(概ねの大きさ 1.5m×3.0m、5日間)30枚を設置すること。
- ・作業後に全ての敷鉄板を上内竹汚泥池から撤去すること。
- ・この他仕様に定めない事項が生じた場合、又は仕様に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

10 その他

請求書提出先 新発田市水道局浄水課 TEL0254-23-7194

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。